

地域連絡協議会委員・専任者 各位

3市共同資源化事業事務局
小平・村山・大和衛生組合

低周波音に係る質問事項について（回答）

平成27年1月31日の協議会で質問のあった、標題の件については下記のとおりです。

記

質問1の要旨

騒音・振動については基準があるが、低周波音については実施計画に基準の記載がない。被害発生について考慮しているか。防止機能、性能を有する設備を設置することを求める。

回答

既存ごみ焼却施設では、送風機やコンベヤー等、大型の設備機器が数多く設置されていますが、周辺地域住民からの苦情や問い合わせはありません。資源物処理施設に設置する設備機器は、ごみ焼却施設に比べて小型のものとなるため、騒音対策を行う中で、周辺環境へ配慮してまいります。

質問2の要旨

低周波音対策として防音壁を設置すると、隣地で逆に際立つ（増幅する）恐れがある。高齢者福祉施設へは、どのような対策をとるのか。影響を検討することなく事業計画を進めることに反対である。

回答案

防音壁を設置する考えはありません。

資源物処理施設の設備機器は全て堅牢な建屋内に収納し、作業についても建屋内で行います。このため、外部に漏れる低周波音を含む騒音は十分低く、防音壁を設置する必要はないと考えています。

質問3の要旨

低周波音による被害について、認容判決や裁定が出た場合、施設運用についてどのように対応するか。

回答

低周波音による被害は発生しないと考えていますが、仮に発生した場合は、ただちに原因調査を行い必要な対策を行います。